

# 一般社団法人日本バイアスロン連盟定款細則

一般社団法人日本バイアスロン連盟

平成 23 年 3 月 30 日規則施行

平成 23 年 9 月 18 日規則改正

平成 23 年 11 月 20 日規則改正

平成 24 年 5 月 26 日規則改正

平成 25 年 5 月 25 日規則改正

## 第一章総 則

(目 的)

第1条 定款第 48 条に基づき本連盟の組織運営に関する細則を規定する。

## 第二章役員・代議員

(理 事)

第2条 定款第24条第1項第1号の理事の定数7名以上10名以内の選出区分内訳は次の通りとする。

一 設立時理事

二 一般学識経験者として1名。(本連盟登録競技者でない場合であっても選任できる。)

2 前項により選任された理事が代議員であった場合は、代議員の資格を失う。この場合、前項第1号により選出された代議員については定款第11条第1項の規定に従い、その者の属する団体が推薦した者から選任する。

(役員の定年制)

第3条 理事及び監事は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。役員改選年の年齢の基準日は、7月1日現在とする。任期期間中において満70歳を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。

(役員候補選考委員会)

第4条 定款第24条の役員に関してその候補者を代議員会に提案するため役員候補選考委員会を設ける。

2 この委員会は、現任の会長、副会長、専務理事、総務担当理事および事業担当理事及び代議員若干名をもって構成する。

3 この委員会は、前条の理事定員内訳区分に基づき、それぞれの分野から推薦された理事候補者を審査選考し、かつ学識経験者からの理事候補者を審査選考し、代議員会に諮る最終理事候補者を決定する。

4 この委員会は前項の他、代議員会に諮る監事候補者を選考する。

なお、監事候補者は本連盟登録競技者にこだわらない。

5 この委員会は前3項の選考を終え、これが代議員会で議決されれば解散する。

### 第三章 加盟団体の権利義務

(会員登録)

第5条 定款第7条に基づき加盟団体はその所属する会員(役員、選手)を連盟登録規程の通り区分して、この法人に毎年6月20日までに、本連盟が定める会員登録の手続きをし、会員登録料・年会費(付則表I)は毎年7月20日までに納入しなければならない。

第6条 加盟団体の役員は第1種として登録されている者に限る。

(提出書類)

第7条 加盟団体はこの法人に対し、毎年5月20日までに次のことを書類で提出しなければならない。

一 役員名簿(役職名、氏名、住所)

二 銃の保有の有無

三 事務所の所在地変更、役員の交代はその都度速やかに報告しなければならない。

2 この法人の役員改選年には4月20日までに新年度代議員の氏名、住所を提出しなければならない。

(競技会開催権)

第8条 加盟団体はこの法人の主催、主管または後援の各種行事に所管の登録競技者を参加させ、またはそれぞれが統轄する地域において、この法人公認の競技会を開催することができる。

2 加盟団体はこの法人主催の競技会を、共同主催または主管のもとに開催することができる。

3 公式競技会については別に定める競技会規程によらなければならない。

(会報の受理と配布)

第9条 すべての加盟団体には、加盟団体分のほかに第1種から第3種までの登録者数を加えた会報が送付される。加盟団体はその所有する当該登録者にこの会報を配布する義務を負う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規則は、本連盟の設立許可のあった日から施行する。

2 平成23年9月18日規則改正

3 平成23年11月20日規則改正

4 平成24年5月26日規則改正

5 平成25年5月25日規則改正